

第74回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

平成29年12月22日（金） 10：00～12：00

2 場所

厚生労働省専用第21会議室（17階）

3 議題

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について（案）（諮問）
- （2）障害者雇用対策の政策目標について
- （3）その他

4 資料

資料1-1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（諮問文）

資料1-2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

資料2-1 障害者雇用分科会で検証すべき2017年度目標（案）

資料2-2 障害者雇用分科会における2016年度目標の評価について（案）

資料2-3 2016年度評価シート

参考資料 平成29年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省発職雇 1222 第 1 号

平成 29 年 12 月 22 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、次の1及び2のいずれにも該当する者については、その一人をもつて一人とみなすものとする。

1 精神障害者である短時間労働者

2 その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付の日（発達障害により知的障害があると判定されている者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前三年以内に当該事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の規定を受ける事業主にあつては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。）の事業を退職した者を除く。）

二 一の措置については、平成三十五年三月三十一日までに一の1及び2のいずれにも該当することとなつた者について適用すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

四 この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。

1. 精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなすこととする。（現行は1人をもって0.5人とみなしている。）

<留意事項>

- 退職後3年以内に、同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはしない。
※ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。
- 発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

2. 平成25年改正法に伴う規定の整備

平成25年改正により精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者に関する特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

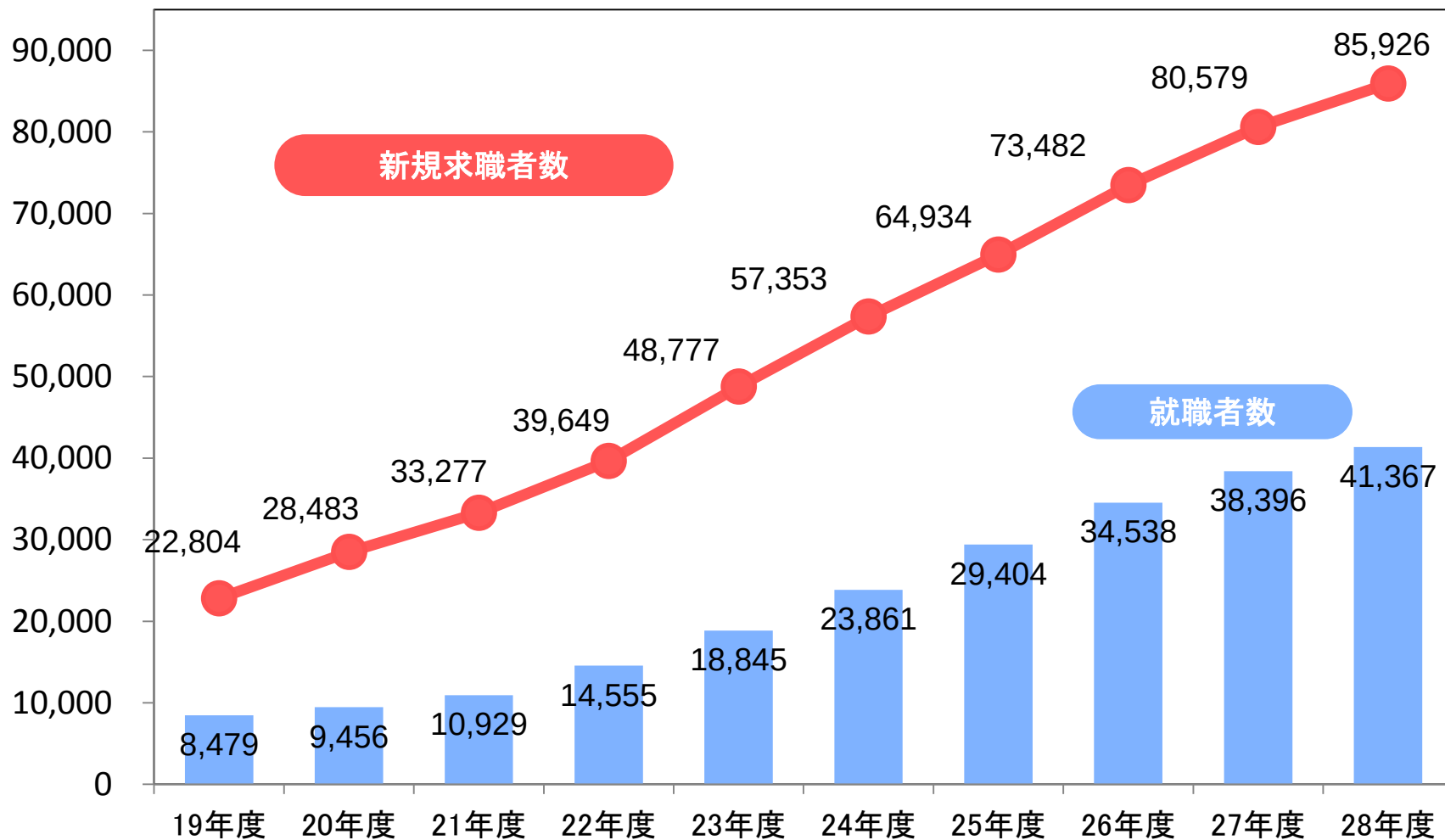
平成30年4月1日

参考資料

精神障害者の雇用の状況

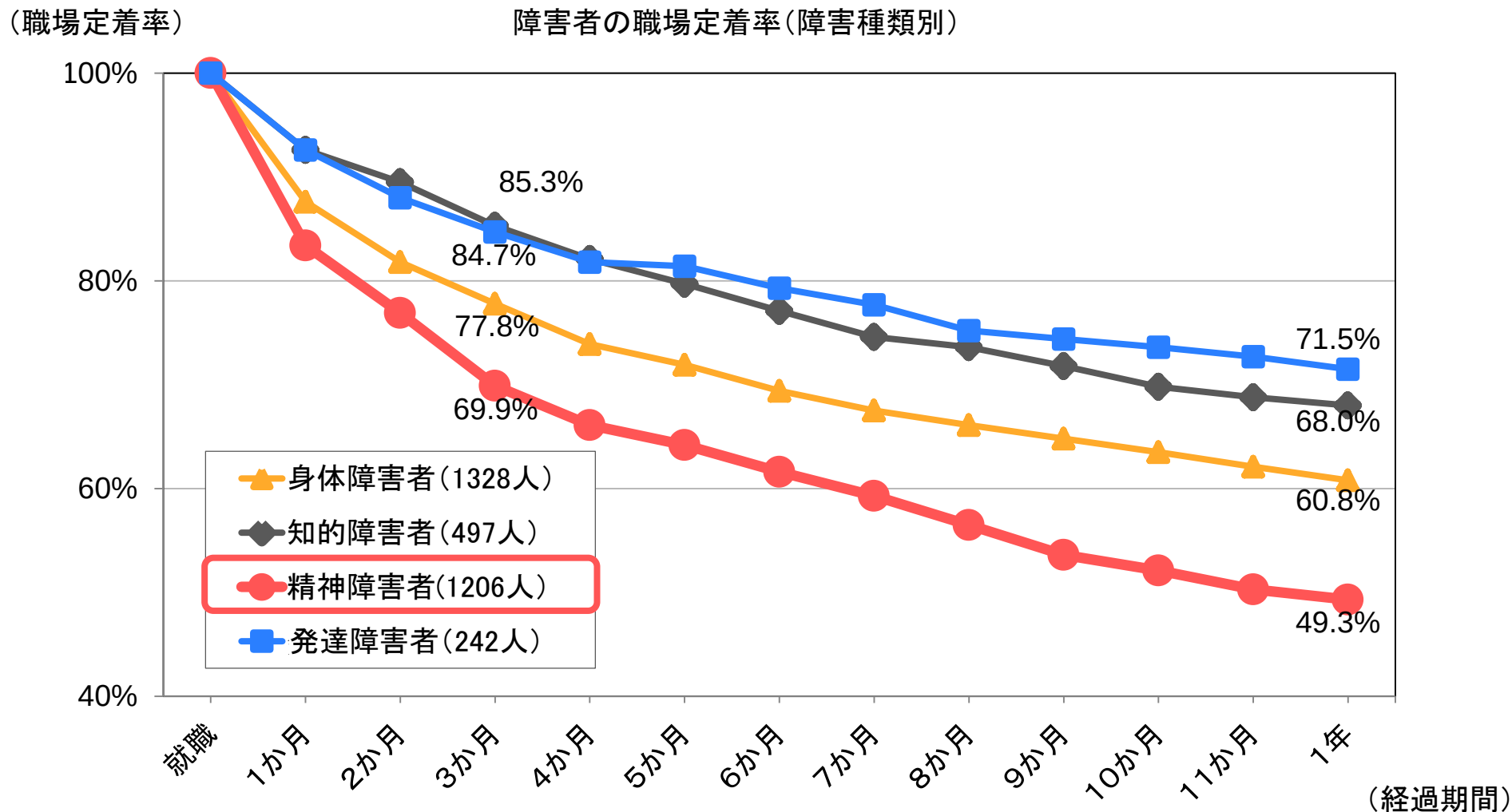
○ 精神障害者の職業紹介状況を見ると、この10年で新規求職者数は3.8倍、就職者数は4.9倍と、着実に増加している。

精神障害者の職業紹介状況



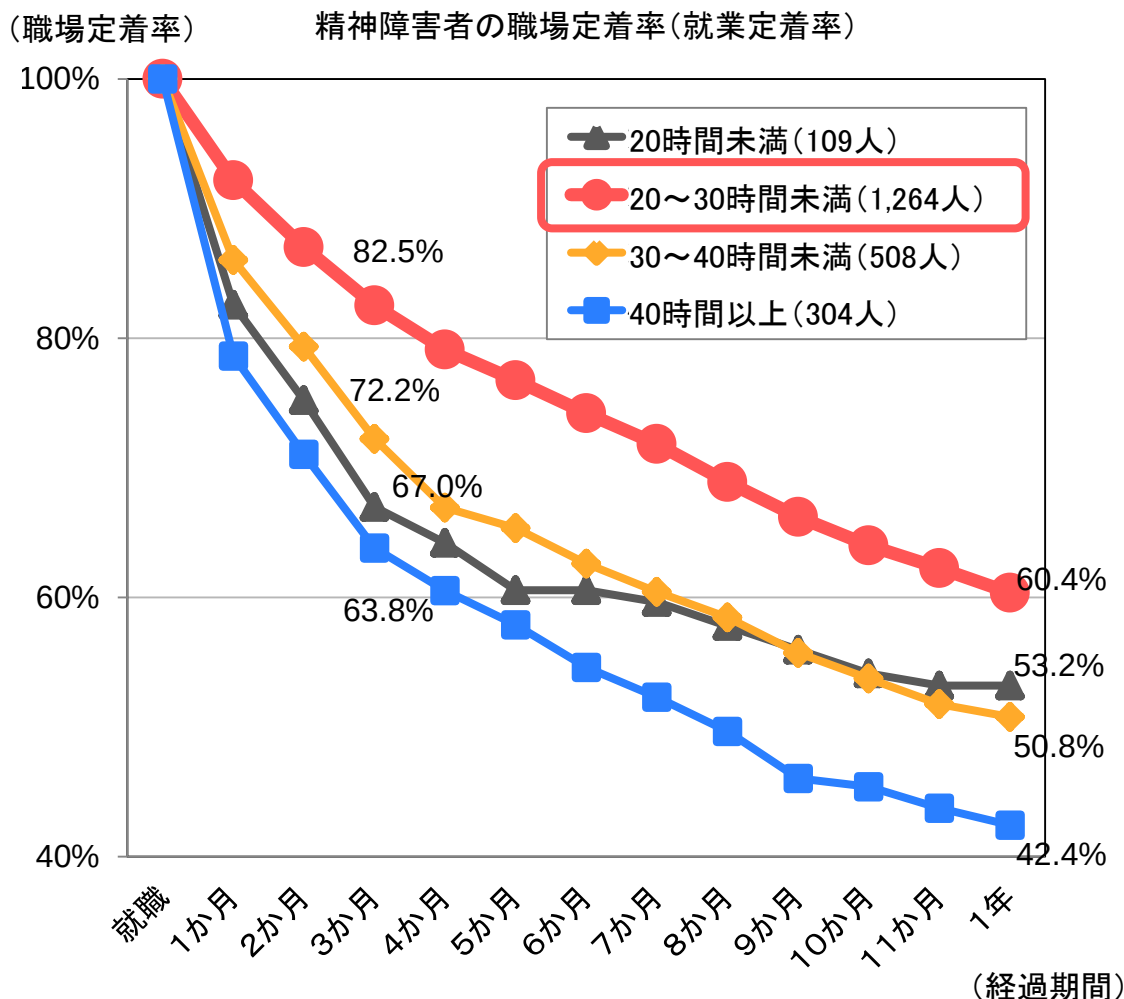
障害者の定着状況について(障害種別)

障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。

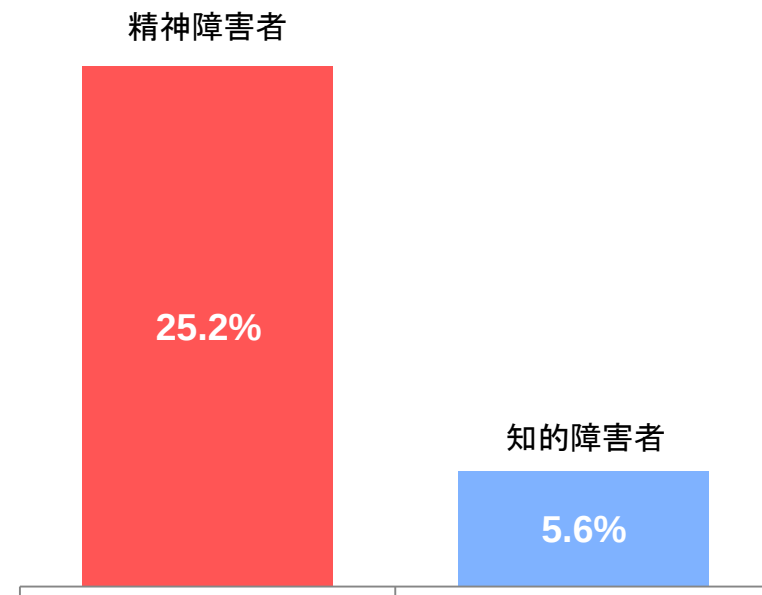


精神障害者の定着状況について

- 精神障害者の職場定着率を就業時間別に見ると、週20～30時間勤務の精神障害者の定着率が最も高い。
- また、精神障害者の場合、就職時に短時間勤務であっても、就職後、週30時間以上勤務に移行する割合が高い。



就職時の所定労働時間が週20時間以上30時間未満の者で、就職後、週30時間以上勤務に移行した割合



(出典)
平成24年度の就職者数45人以上である障害者就業・生活支援センター(106センター)において、当該センターが支援して平成24年4月～9月に新たに雇用された知的障害者又は精神障害者の平成29年10月時点の雇用状況を調査した結果から算出(回収率97%)。「不明」との回答が混在している者を除いたデータ。

(参考)障害者雇用率のカウント

障害者雇用率制度において、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)については、1人をもって0.5人とみなすこととしている。

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害者		1	0.5
	重度	2	1
知的障害者		1	0.5
	重度	2	1
精神障害者		1	0.5

障害者雇用分科会で検証すべき2017年度目標(案)

年度目標項目	2017年度の年度目標	2016年度実績	2016年度の年度目標	データの出所
ハローワークにおける 障害者の就職件数	前年度(93,229件)以上	93,229件	前年度(90,191件)以上	職業安定業務統計
障害者の雇用率 達成企業割合	46.5%以上	50.0% (2017年6月1日時点)	前年度実績(※1)と 比較して 1.5ポイント以上上昇	障害者雇用状況報告
精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階(※2)へ移行した者の割合	70%以上	74.6% (※3)	68%以上	精神障害者雇用トータルサポーター支援状況報告

※1 48.8%(2016年6月1日時点)
※2 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせんを指す。
※3 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者(A)のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者(B)の割合 74.6%(A:16,458人、B:12,275人)

障害者雇用分科会における 2016 年度目標の評価について（案）

2016 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した評価の結果は、概ね以下のとおりである。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

○ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2016 年度目標〕	前年度（90,191 件）以上
〔2016 年度実績〕	93,229 件

2016 年度の実績は 93,229 件で、前年度から 3,038 件増加となり、目標を達成した。これは、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、関係機関との連携をはじめとした各種の障害者支援等が一定の効果を上げていることなどが要因と考えられる。

○ 障害者の雇用率達成企業割合について

〔2015 年度目標〕	2016 年障害者雇用状況報告において、前年度と比較して 1.5%pt 以上上昇すること
〔2015 年度実績〕	48.8%（前年度実績 47.2%（1.6 ポイント上昇））

〔2016 年度目標〕	2017 年障害者雇用状況報告において、前年度と比較して 1.5%pt 以上上昇すること
〔2016 年度実績〕	50.0%（前年度実績 48.8%（1.2 ポイント上昇））

2015 年度の障害者雇用率達成企業の割合は 48.8%であり、前年度から 1.6 ポイント上昇し、目標を上回った。また、2016 年度の障害者雇用率達成企業の割合は 50.0%であり、前年度から 1.2 ポイントの上昇にとどまり、目標を下回ったものの、平成 10 年以来 19 年ぶりに 50%に達した。

雇用障害者数は 14 年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展している。一方で、障害者雇用ゼロ企業が約 3 割あることから、こうした企業も含めた未達成企業に対して、就職面接会や集団指導、職場実習の実施に向けた面接会等を積極的に実施し、改善を図ることとしている。

○ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

〔2016 年度目標〕	68%以上
〔2016 年度実績〕	74.6%（前年同期実績 71.6%）

2016 年度に、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は 74.6%であり、目標である 68%を大幅に上回った。

精神障害者雇用トータルサポーターに対して目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会の開催により、支援ノウハウの共有を図るなど、支援の質の向上を図るための取組が一定の効果を上げてきていることなどが要因と考えられる。

障害者就労促進

関連する 2020 年までの目標

○障害者の実雇用率 2.0%

(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」により策定)

項目	2014 年度 実績	2015 年度 実績	2016 年度 目標	2016 年度 実績
①ハローワーク における障害者 の就職件数	84,602 件	90,191 件	前年度 以上	93,229 件
②障害者の雇用 率達成企業割合 ※1	47.2% (2015 年 6 月 1 日時点)	48.8% (2016 年 6 月 1 日時点)	前年度実績と比 較して 1.5pt 以 上上昇	50.0% (2017 年 6 月 1 日時点)
③精神障害者雇 用トータルサポ ーターの相談支 援を終了した者 のうち、就職に 向けた次の段階 へ移行した者の 割合	69.1% ※2 (66.4% ※3)	71.6% ※3	68%以上 ※3	74.6% ※3

(備考)

※1 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50 人以上規模の企業において法定雇用率を達成(注)している企業の割合
(注) 法定雇用障害者数に不足数がないこと。

※2 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練

※3 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん

2016 年度目標設定における考え方

① ハローワークにおける障害者の就職件数
2015 年度の実績を踏まえて設定。

② 障害者の雇用率達成企業割合

雇用率達成企業の割合は、過去実績から例年 1.4%pt 程度で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとして設定。

- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
直近 3 か年の実績の平均を目標値として設定

施策実施状況

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2016 年度の就職件数は、93,229 件（前年同期比 3.4%増）
＜障害種別ごとの就職件数＞
身体障害者：26,940 件（前年同期比 3.8%減）
知的障害者：20,342 件（前年同期比 1.9%増）
精神障害者：41,367 件（前年同期比 7.7%増）
その他障害者：4,580 件（前年同期比 19.5%増）
- ② 障害者の雇用率達成企業割合
ハローワークにおいて雇用率達成に向けた厳正な指導を実施。
2016 年度は企業名公表数が 2 社。

（参考）2017 年 6 月 1 日現在の雇用状況
・雇用率達成企業割合：50.0%（対前年差 1.2pt 増）

（参考）2017 年 6 月 1 日現在の企業規模別の達成割合
50 人～ 100 人未満 46.5%（対前年差 0.8pt 増）
100 人～ 300 人未満 54.1%（対前年差 1.9pt 増）
300 人～ 500 人未満 45.8%（対前年差 1.0pt 増）
500 人～1000 人未満 48.6%（対前年差 0.5pt 増）
1000 人以上 62.0%（対前年差 3.1pt 増）
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者（A）のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者（B）の割合
74.6%（A：16,458 人、B：12,275 人）

（参考）前年度
71.6%（A：14,411 人、B：10,316 人）

2016 年度施策実施状況に係る分析

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2016 年度における就職件数は、93,229 件（前年度比 3.4%増）と過去最高

を更新し、目標を達成した。精神障害者の就職件数（41,367件：対前年度比7.7%増）は引き続き増加傾向にあり、身体障害者（26,940件：対前年度比3.8%減）の就職件数を上回り、就職件数全体の44%を占める状況となっている。

就職件数の増加については、（ア）企業における障害者雇用への理解が進んでいること、（イ）就職を希望する障害者が増加していること、（ウ）関係機関との連携をはじめとした各種の障害者支援等が一定の効果을上げていていることなどが要因と考えられる。

なお、就職率についても、関係機関と連携したチーム支援や障害特性に応じたきめ細かな支援を実施したこと、企業における障害者雇用への理解が進んでいること等により、2016年度には48.6%と昨年度から0.4%ポイント上昇している。

② 障害者の雇用率達成企業割合

2016年6月1日現在の雇用率達成企業の割合は48.8%（前年から1.6%pt増）であり、2015年度目標（前年から1.5%pt増）を達成した。2017年においては、雇用障害者数は14年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、2017年6月1日現在の雇用率達成企業の割合は50.0%（前年から1.2%pt増）となっており、2016年度目標（前年から1.5%pt増）を下回った。未達成企業に対する指導・支援の強化など、更なる対策が必要である。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2016年度の精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者は16,458人、うち、就職に向けた次の段階へ移行した者は12,275人であり、その割合は74.6%と目標（68%以上）を大幅に上回った。

精神障害者雇用トータルサポーターに対して目標及びその進捗を意識した業務実施を指示するとともに、経験交流会の開催により、支援ノウハウの共有を図るなど、支援の質の向上を図るための取組が一定の効果을上げてきていることなどが要因と考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、前年度を上回っており、目標を達成した。引き続き、ハローワークが中心となり、福祉、教育、医療等の各分野の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施する。また、

今後も精神障害者等の求職者の増加が見込まれることから、就職支援コーディネーターや精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援を推進していくこととしている。

(参考) 2017 年度の目標・目標設定額の考え方

目標値：前年度以上

目標設定の考え方：2016 年度の実績を踏まえて設定

② 2017 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況

2017 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新している。一方で、障害者雇用ゼロ企業が約 3 割あることから、こうした企業も含めた未達成企業に対して、就職面接会や集団指導、職場実習の実施に向けた面接会等を積極的に実施し、改善を図ることとしている。

(参考) 2017 年度の目標・目標設定額の考え方

目標値：2018 年の障害者雇用状況報告（6 月 1 日時点）について、46.5% 以上

目標設定の考え方：2018 年 4 月 1 日からの雇用率引き上げ（2.0%→2.2%）に係る影響が正確に推計できないため、直近の実績（2017 年 6 月 1 日現在）を踏まえつつ、前回の引き上げ時（2013 年度（1.8%→2.0%））の状況を参考に設定。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

様々な取組みにより 2016 年度の実績は 74.6%と目標を大幅に上回った。また、今後も精神障害者等の求職者の増加が見込まれるため、2017 年度においても引き続き、精神障害者雇用トータルサポーターの更なる質の向上を図ることで、求職者に対するカウンセリングや就職支援プログラムの効果を向上させていくとともに、事業主に対して、精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助を積極的に行う等総合的な支援を実施する。

(参考) 2017 年度の目標・目標設定値の考え方

目標値：70%以上

目標設定の考え方：直近 3 か年の実績（※）の平均値を目標として設定。

※平成 26 年度については実績から面接訓練及び職場実習の数を外した値を用いている。

分科会委員の意見

Press Release

平成 29 年 12 月 12 日

【照会先】

職業安定局

雇用開発部 障害者雇用対策課

課 長 中村 裕一郎

主任障害者雇用専門官 新田 峰雄

課 長 補 佐 杉原 慶

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5857、5789

(直通電話) 03-3502-6775

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 49 万 5,795.0 人、対前年 4.5%（2 万 1,421.0 人）増加
- ・実雇用率 1.97%、対前年比 0.05 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 50.0%（対前年比 1.2 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・国：雇用障害者数 7,593.0 人（7,436.0 人）、実雇用率 2.50%（2.45%）
- ・都道府県：雇用障害者数 8,633.0 人（8,474.0 人）、実雇用率 2.65%（2.61%）
- ・市町村：雇用障害者数 2 万 6,412.0 人（2 万 6,139.5 人）、実雇用率 2.44%（2.43%）
- ・教育委員会：雇用障害者数 1 万 4,644.0 人（1 万 4,448.5 人）、実雇用率 2.22%（2.18%）

<独立行政法人など>（同 2.3%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数 1 万 276.5 人（9,927.0 人）、実雇用率 2.40%（2.36%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0％）に雇用されている障害者の数は 495,795.0人で、前年より4.5％（21,421.0人）増加し、14年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 333,454.0人（対前年比1.8％増）、知的障害者は112,293.5人（同7.2％増）、精神障害者は50,047.5人（同19.1％増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、6年連続で過去最高の1.97％（前年は1.92％）、法定雇用率達成企業の割合は50.0％（同48.8％）であった。

〔総括表 1、グラフ(1)、詳細表 1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で45,689.5人（前年は43,503.0人）、100～300人未満で99,028.0人（同93,480.0人）、300～500人未満で44,482.0人（同43,378.0人）、500～1,000人未満で58,912.0人（同57,069.5人）、1,000人以上で247,683.5人（同236,943.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、50～100人未満で1.60％（前年は1.55％）、100～300人未満で1.81％（同1.74％）、300～500人未満で1.82％（同1.82％）、500～1,000人未満で1.97％（同1.93％）、1,000人以上で2.16％（同2.12％）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率1.97％（同1.92％）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となっている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満が46.5％（前年は45.7％）、100～300人未満が54.1％（同52.2％）、300～500人未満が45.8％（同44.8％）、500～1,000人未満が48.6％（同48.1％）、1,000人以上が62.0％（同58.9％）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表 1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農, 林, 漁業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療, 福祉」（2.50％）、「生活関連サービス業, 娯楽業」（2.15％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.11％）、「農, 林, 漁業」（2.04％）、「運輸業, 郵便業」（2.04％）、「製造業」（2.02％）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表 1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成29年の法定雇用率未達成企業は45,471社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、67.3%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は26,692社であり、未達成企業に占める割合は、58.7%となっている。

〔詳細表 1 (5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 平成29年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は464社（前年より16社増）で、雇用されている障害者の数は、29,769.0人であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は10,699.5人、知的障害者は15,402.0人、精神障害者は3,667.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表 1 (7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.3%）

国の機関に在職している障害者の数は7,593.0人で、前年より2.1%（157.0人）増加しており、実雇用率は2.50%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

国の機関は42機関中41機関で達成。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

【未達成機関】

個人情報保護委員会

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

都道府県の機関に在職している障害者の数は8,633.0人で、前年より1.9%（159.0人）増加しており、実雇用率は2.65%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

知事部局は47機関全てが達成、知事部局以外は109機関中105機関が達成。

【未達成機関】

（知事部局）

なし

（その他）

岩手県警察本部、大阪府議会事務局（※）、愛媛県警察本部（※）、長崎県交通局

※大阪府議会事務局は、11月17日現在において大阪府知事部局と特例認定を受けている。

※愛媛県警察本部は、11月1日現在において実雇用率2.73%、不足数0人で達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在職している障害者の数は26,412.0人で、前年より1.0%（272.5

人) 増加しており、実雇用率は2.44%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。
2,319機関中2,046機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.2%)

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は14,644.0人で、前年より1.4% (195.5人) 増加しており、実雇用率は2.22% (都道府県教育委員会は2.23%、市町村教育委員会は2.14%) と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中37機関が達成、市町村教育委員会は75機関中66機関が達成。

【未達成の都道府県教育委員会】

北海道、青森、宮城 (※)、福島、茨城 (※)、長野、京都、兵庫 (※)、和歌山、広島
の教育委員会

※宮城県教育委員会は、8月7日現在において実雇用率2.20%、不足数0人で達成。

※茨城県教育委員会は、10月1日現在において実雇用率2.33%、不足数0人で達成。

※兵庫県教育委員会は、12月1日現在において実雇用率2.20%、不足数0人で達成。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等 (法定雇用率2.3%) に雇用されている障害者の数は10,276.5人で、前年より3.5% (349.5人) 増加しており、実雇用率は2.40%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

独立行政法人等 (国立大学法人等を除く) は90法人中78法人が達成、国立大学法人等は90法人中69法人が達成、地方独立行政法人等は157法人中117法人が達成。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

総括表

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	25,204,720.0 人 (24,650,200.5 人)	495,795.0 人 [406,981 人] (474,374.0 人)	1.97 % (1.92 %)	45,553 / 91,024 (43,569 / 89,359)	50.0 % (48.8 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	303,844.5 人 (303,672.0 人)	7,593.0 人 [6,733 人] (7,436.0 人)	2.50 % (2.45 %)	41 / 42 (41 / 42)	97.6 % (97.6 %)
行政機関	275,449.0 人 (275,271.5 人)	6,867.5 人 [6,086 人] (6,682.5 人)	2.49 % (2.43 %)	32 / 33 (32 / 33)	97.0 % (97.0 %)
立法機関	3,580.5 人 (3,579.0 人)	84.5 人 [72 人] (84.5 人)	2.36 % (2.36 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	24,815.0 人 (24,821.5 人)	641.0 人 [575 人] (669.0 人)	2.58 % (2.70 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	325,174.0 人 (324,593.5 人)	8,633.0 人 [6,610] (8,474.0 人)	2.65 % (2.61 %)	152 / 156 (150 / 155)	97.4 % (96.8 %)
都道府県 知事部局	256,269.5 人 (256,431.0 人)	6,880.0 人 [5,168 人] (6,767.0 人)	2.68 % (2.64 %)	47 / 47 (47 / 47)	100.0 % (100.0 %)
その他の 都道府県 機関	68,904.5 人 (68,162.5 人)	1,753.0 人 [1,442 人] (1,707.0 人)	2.54 % (2.50 %)	105 / 109 (103 / 108)	96.3 % (95.4 %)

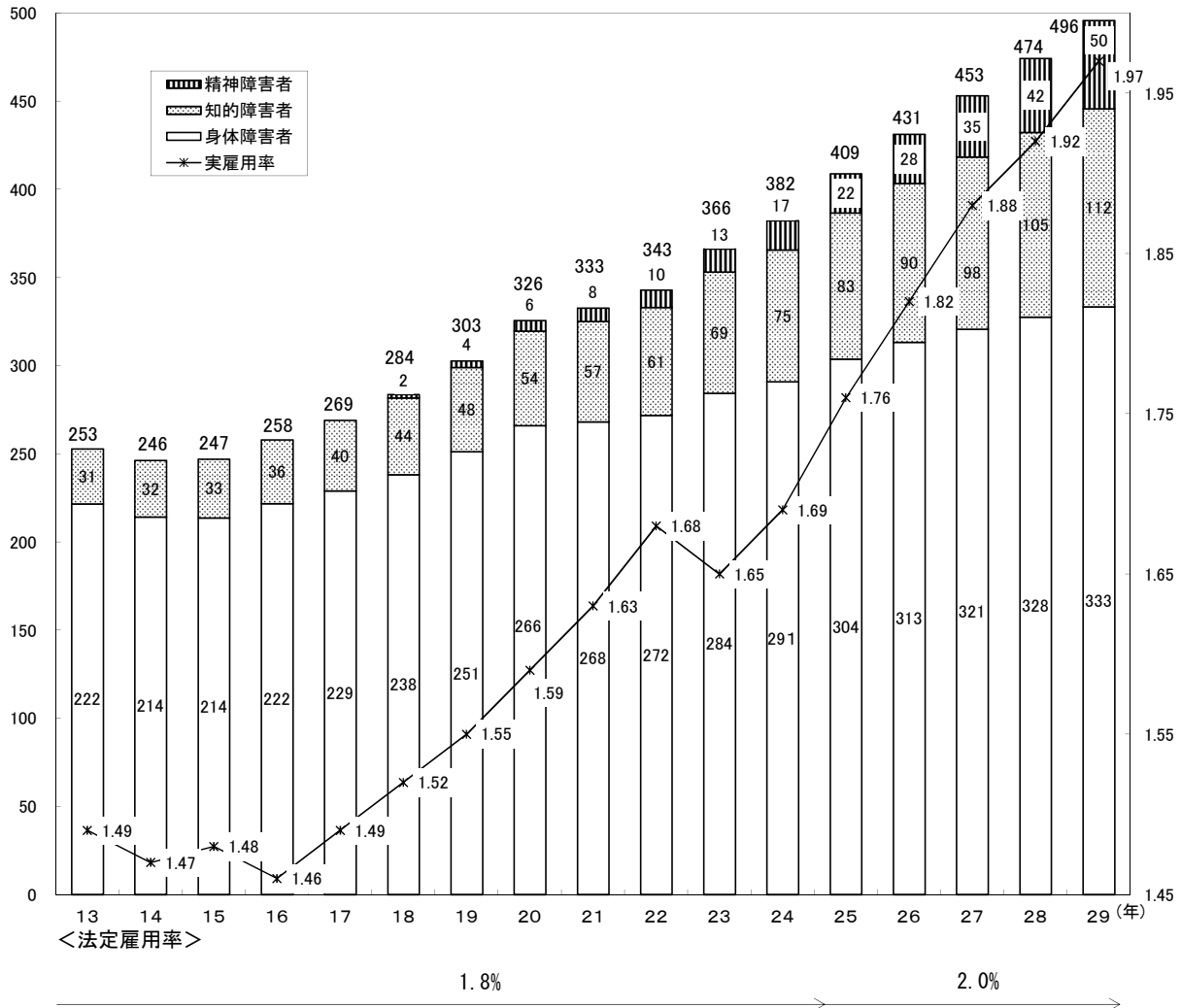
※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、公表日時点で達成済み。

グラフ

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

＜障害者の数（千人）＞

＜実雇用率（％）＞



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

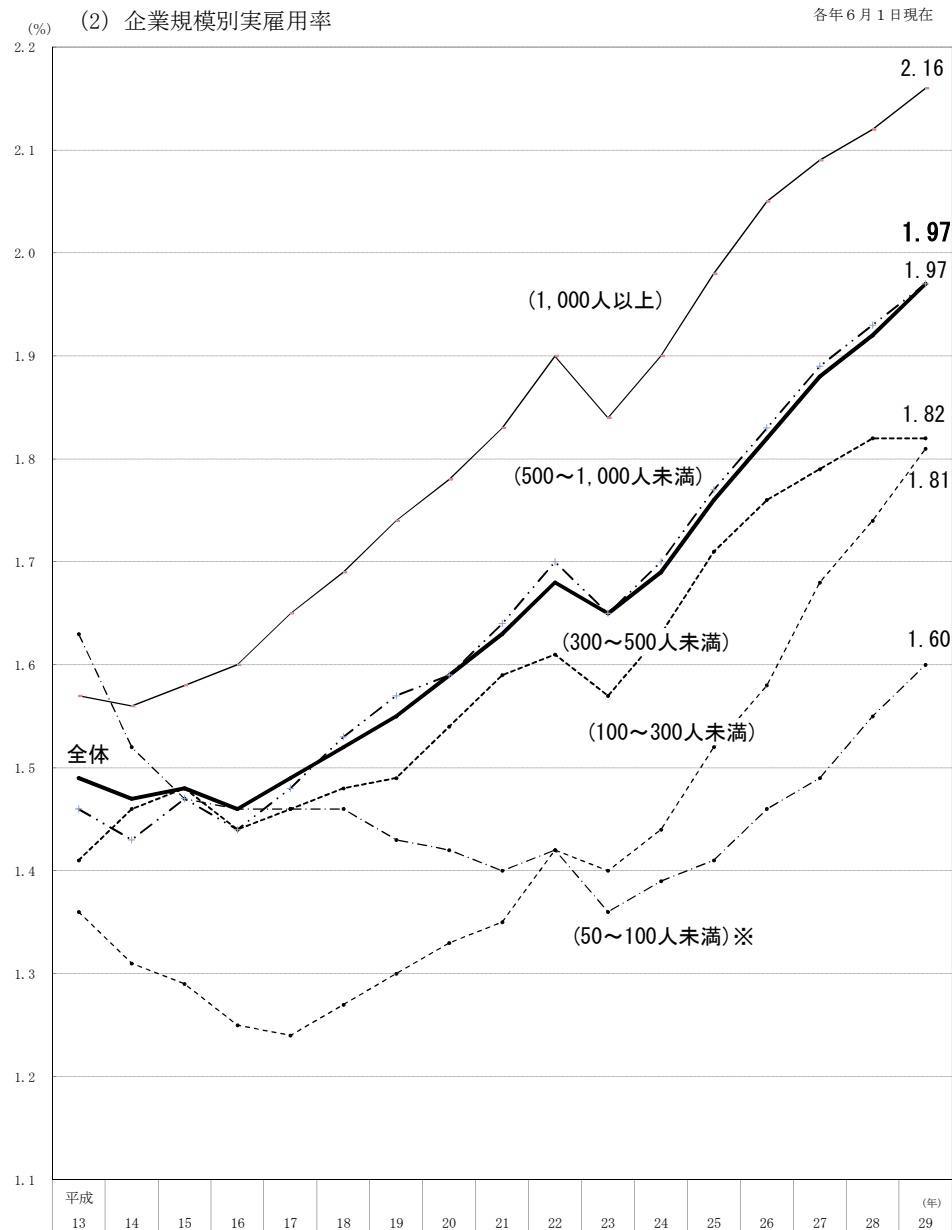
平成18年以降
平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

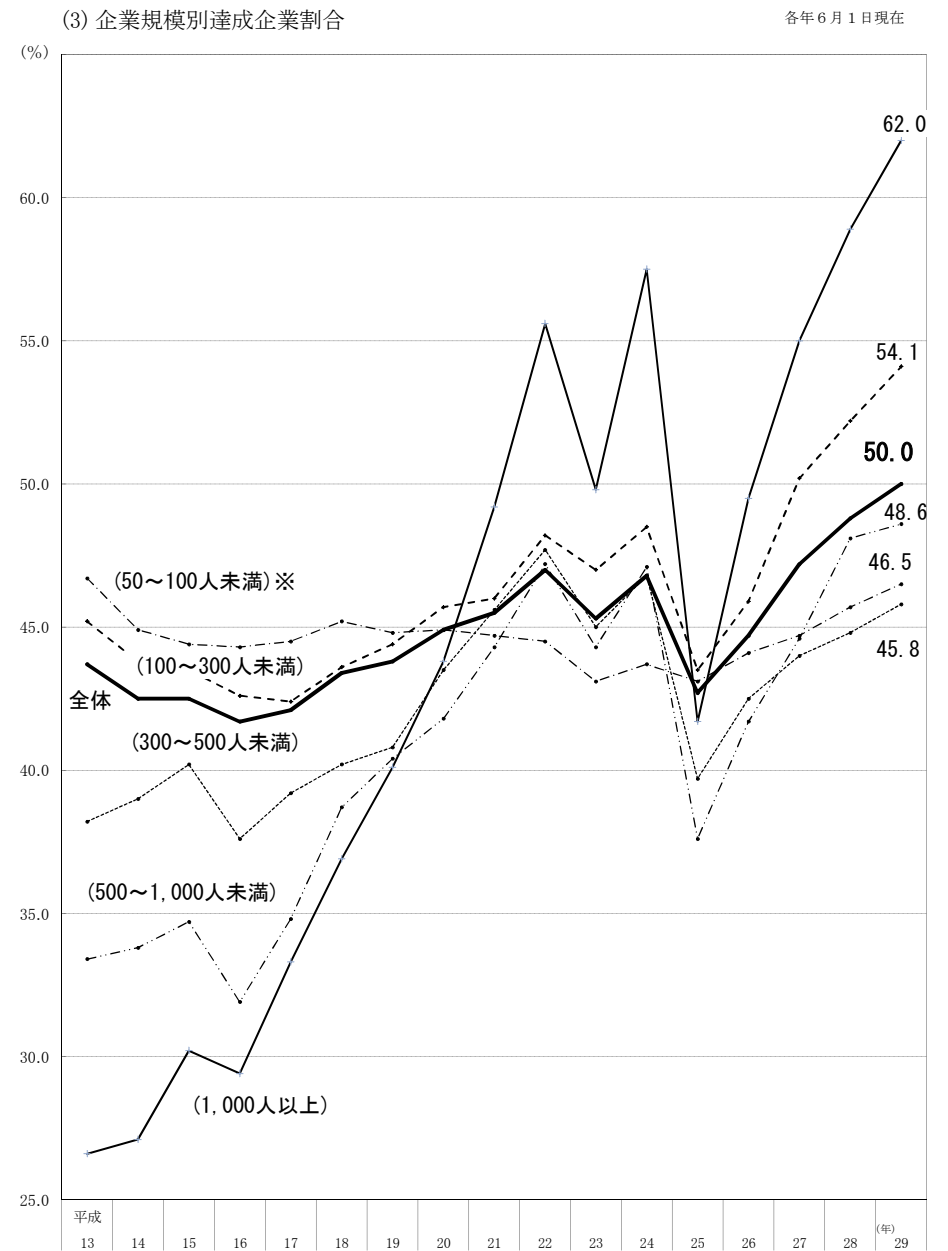
平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
知的障害者である短時間労働者
（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

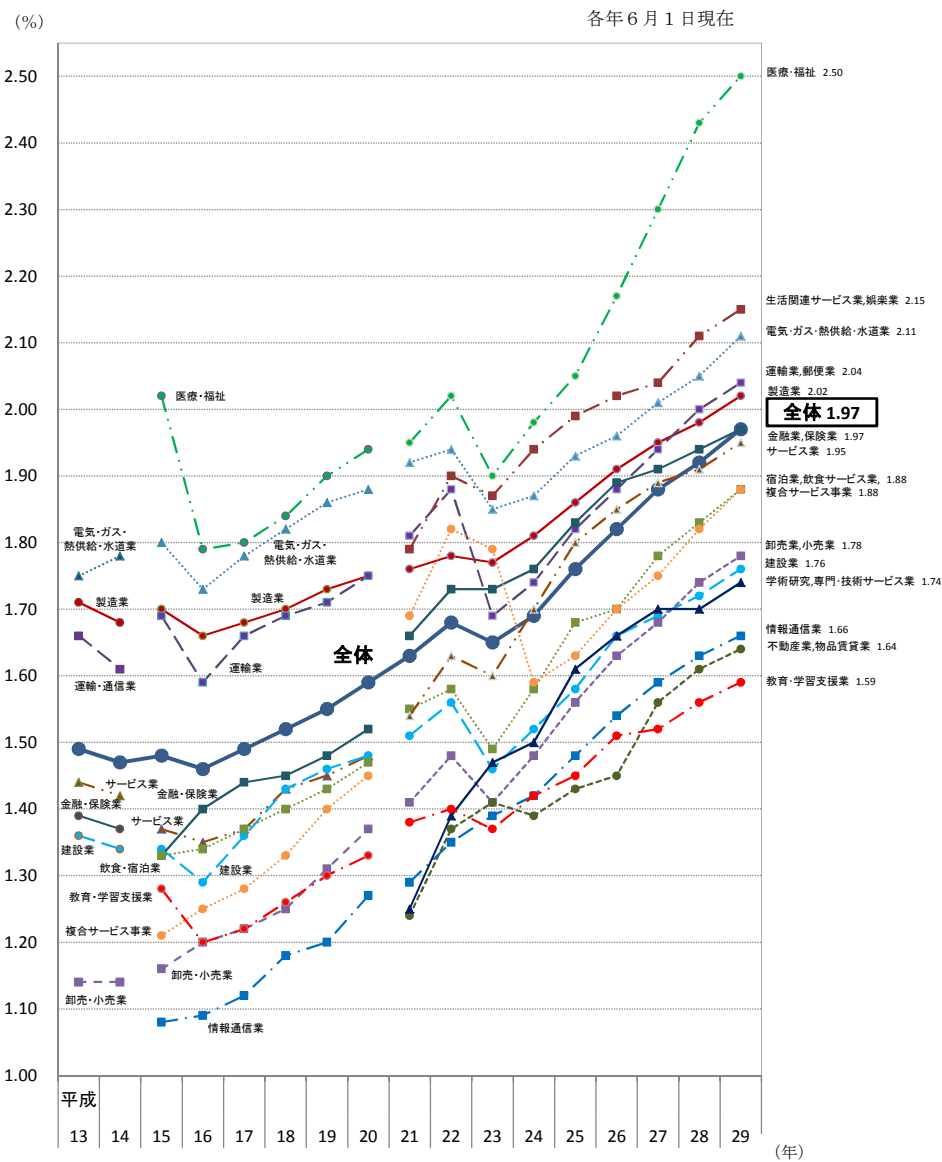


※24年までは56～100人未満



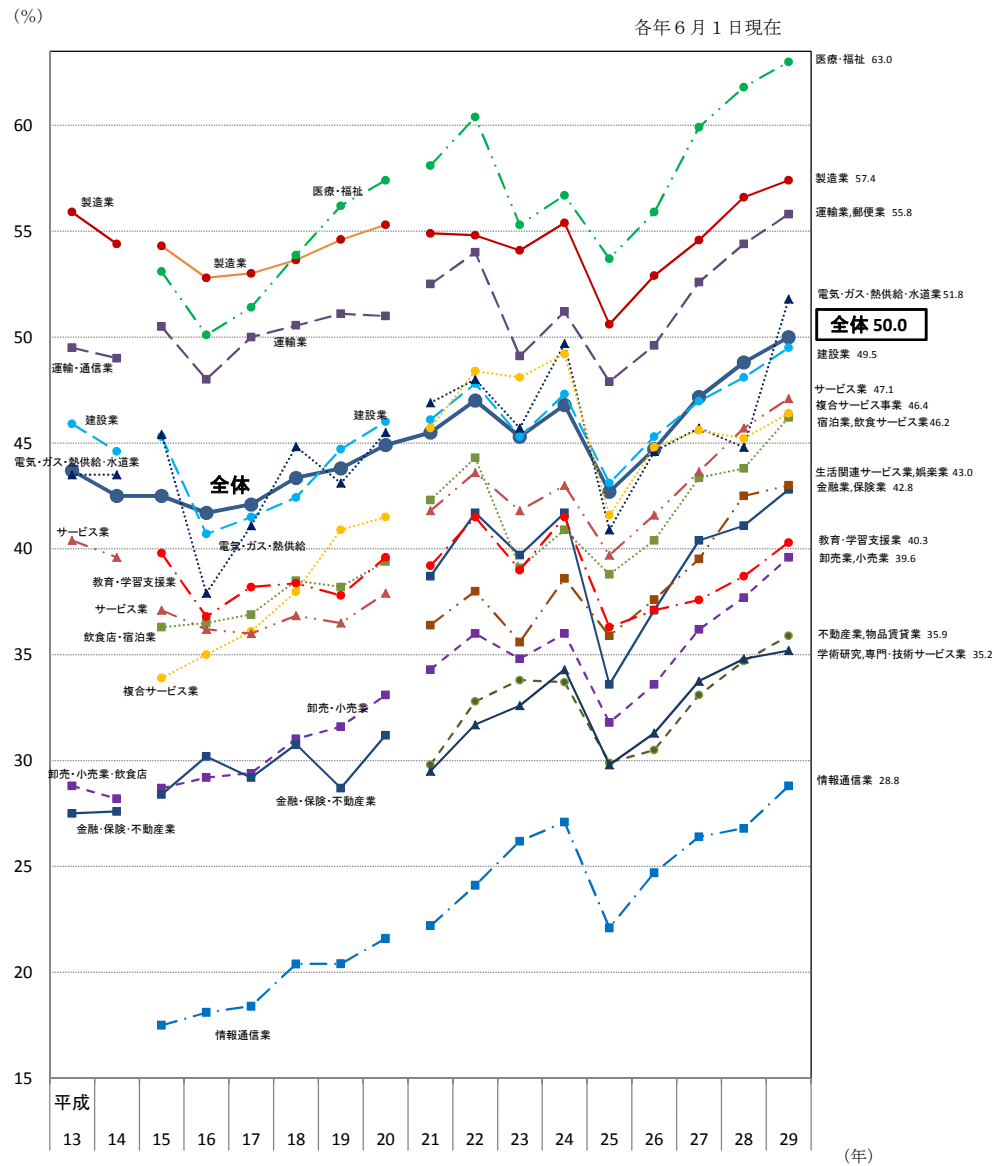
※24年までは56～100人未満

(4)産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|-----------------------|-------|
| ○ 民間企業 | | { | 一般の民間企業 | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 | 2. 3% |
| | | | { 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | |
| | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | | | | 2. 3% |
| | | | (43.5人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | | | 2. 2% |
| | | | (45.5人以上規模の機関) | |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

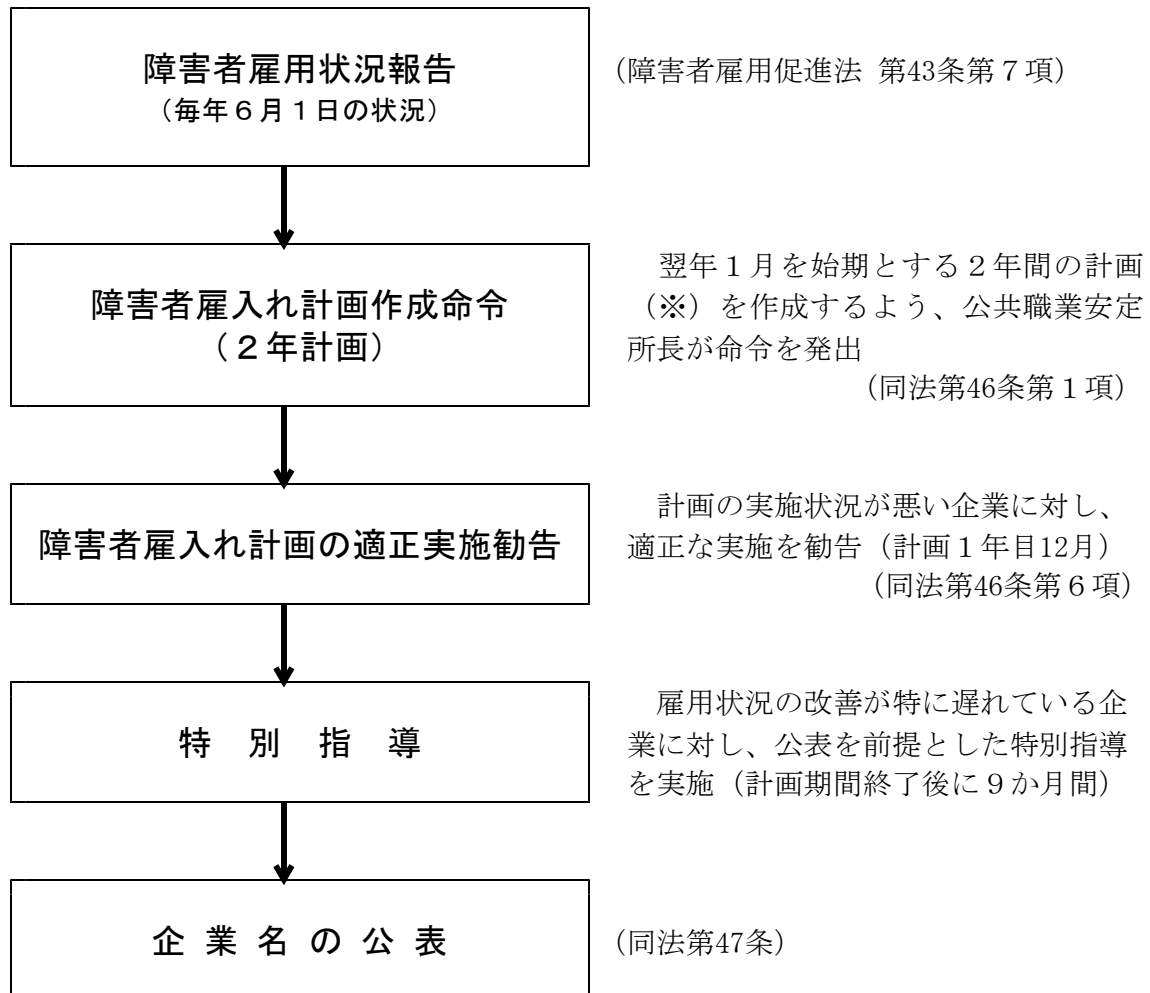
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成28年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 263社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 84社
 - * 「特別指導」の実施 52社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 421社(28年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
民間企業	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	91,024	25,204,720.0	112,860	14,842	231,187	48,092	495,795.0	50,940.0	1.97	45,553	50.0
	(89,359)	(24,650,200.5)	(109,765)	(14,283)	(218,564)	(43,994)	(474,374.0)	(49,330.5)	(1.92)	(43,569)	(48.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
民間企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	495,795.0	94,234	10,821	126,584	15,162	333,454.0	26,413.5	18,626	4,021	63,181	15,679	112,293.5	12,739.0	41,422	17,251	50,047.5	11,787.5
	(474,374.0)	(92,058)	(10,460)	(125,633)	(14,782)	(327,600.0)	(26,735.5)	(17,707)	(3,823)	(58,231)	(14,556)	(104,746.0)	(12,236.0)	(34,700)	(14,656)	(42,028.0)	(10,359.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇 用分			
規模計	企業 91,024 (89,359)	人 25,204,720.0 (24,650,200.5)	人 112,860 (109,765)	人 14,842 (14,283)	人 231,187 (218,564)	人 48,092 (43,994)	人 495,795.0 (474,374.0)	人 50,940.0 (49,330.5)	% 1.97 (1.92)	企業 45,553 (43,569)	% 50.0 (48.8)
50～ 100人未満	企業 40,842 (40,149)	人 2,850,910.0 (2,805,530.0)	人 8,717 (8,652)	人 2,466 (2,170)	人 21,274 (20,382)	人 9,031 (7,294)	人 45,689.5 (43,503.0)	人 5,306.5 (4,930.5)	% 1.60 (1.55)	企業 18,983 (18,347)	% 46.5 (45.7)
100～ 300人未満	35,359 (34,681)	5,463,540.5 (5,363,032.0)	20,523 (19,743)	4,202 (3,803)	47,247 (44,633)	13,066 (11,116)	99,028.0 (93,480.0)	12,183.5 (11,584.5)	1.81 (1.74)	19,112 (18,105)	54.1 (52.2)
300～ 500人未満	6,881 (6,712)	2,437,935.5 (2,377,566.0)	9,867 (9,703)	1,499 (1,537)	21,096 (20,166)	4,306 (4,538)	44,482.0 (43,378.0)	4,504.0 (4,672.5)	1.82 (1.82)	3,154 (3,007)	45.8 (44.8)
500～ 1000人未満	4,639 (4,585)	2,988,052.5 (2,951,625.0)	13,615 (13,391)	1,676 (1,565)	27,385 (26,495)	5,242 (4,455)	58,912.0 (57,069.5)	6,166.0 (6,056.0)	1.97 (1.93)	2,256 (2,207)	48.6 (48.1)
1,000人以上	3,303 (3,232)	11,464,281.5 (11,152,447.5)	60,138 (58,276)	4,999 (5,208)	114,185 (106,888)	16,447 (16,591)	247,683.5 (236,943.5)	22,780.0 (22,087.0)	2.16 (2.12)	2,048 (1,903)	62.0 (58.9)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
規模計	人 495,795.0 (474,374.0)	人 94,234 (92,058)	人 10,821 (10,460)	人 126,584 (125,633)	人 15,162 (14,782)	人 333,454.0 (327,600.0)	人 26,413.5 (26,735.5)	人 18,626 (17,707)	人 4,021 (3,823)	人 63,181 (58,231)	人 15,679 (14,556)	人 112,293.5 (104,746.0)	人 12,739.0 (12,236.0)	人 41,422 (34,700)	人 17,251 (14,656)	人 50,047.5 (42,028.0)	人 11,787.5 (10,359.0)
50～ 100人未満	45,689.5 (43,503.0)	6,672 (6,541)	1,601 (1,391)	12,112 (11,995)	2,209 (1,950)	28,161.5 (27,443.0)		2,045 (2,111)	865 (779)	6,118 (5,801)	2,943 (2,488)	12,544.5 (12,046.0)		3,044 (2,586)	3,879 (2,856)	4,983.5 (4,014.0)	
100～ 300人未満	99,028.0 (93,480.0)	17,045 (16,416)	3,024 (2,727)	26,974 (26,635)	4,200 (3,869)	66,188.0 (64,128.5)		3,478 (3,327)	1,178 (1,076)	12,579 (11,530)	4,308 (3,652)	22,867.0 (21,086.0)		7,694 (6,468)	4,558 (3,595)	9,973.0 (8,265.5)	
300～ 500人未満	44,482.0 (43,378.0)	8,430 (8,291)	1,074 (1,111)	11,991 (11,908)	1,521 (1,524)	30,685.5 (30,363.0)		1,437 (1,412)	425 (426)	5,379 (5,056)	1,412 (1,489)	9,384.0 (9,050.5)		3,726 (3,202)	1,373 (1,525)	4,412.5 (3,964.5)	
500～ 1000人未満	58,912.0 (57,069.5)	11,822 (11,714)	1,297 (1,171)	15,150 (15,251)	1,785 (1,666)	40,983.5 (40,683.0)		1,793 (1,677)	379 (394)	6,986 (6,586)	1,558 (1,391)	11,730.0 (11,029.5)		5,249 (4,658)	1,899 (1,398)	6,198.5 (5,357.0)	
1,000以上	247,683.5 (236,943.5)	50,265 (49,096)	3,825 (4,060)	60,357 (59,844)	5,447 (5,773)	167,435.5 (164,982.5)		9,873 (9,180)	1,174 (1,148)	32,119 (29,258)	5,458 (5,536)	55,768.0 (51,534.0)		21,709 (17,786)	5,542 (5,282)	24,480.0 (20,427.0)	

注 1(1)②表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 495,795.0 (474,374.0)	人 94,234 (92,058)	人 10,821 (10,460)	人 126,584 (125,633)	人 15,162 (14,782)	人 333,454.0 (327,600.0)	人 26,413.5 (26,735.5)	人 18,626 (17,707)	人 4,021 (3,823)	人 63,181 (58,231)	人 15,679 (14,556)	人 112,293.5 (104,746.0)	人 12,739.0 (12,236.0)	人 41,422 (34,700)	人 17,251 (14,656)	人 50,047.5 (42,028.0)	人 11,787.5 (10,359.0)
農、林、漁業	人 737.5 (759.5)	人 91 (101)	人 11 (8)	人 212 (223)	人 34 (17)	人 422.0 (441.5)		人 30 (52)	人 5 (4)	人 144 (156)	人 85 (20)	人 251.5 (274.0)		人 48 (36)	人 32 (16)	人 64.0 (44.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 189.0 (179.5)	人 48 (41)	人 1 (0)	人 84 (91)	人 4 (2)	人 183.0 (174.0)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (3.0)		人 4 (2)	人 0 (1)	人 4.0 (2.5)	
建設業	人 13,065.5 (12,345.0)	人 3,467 (3,279)	人 133 (136)	人 4,270 (4,200)	人 142 (146)	人 11,408.0 (10,967.0)		人 119 (102)	人 11 (8)	人 383 (350)	人 30 (22)	人 647.0 (573.0)		人 969 (767)	人 83 (76)	人 1,010.5 (805.0)	
製造業	人 137,376.5 (133,220.0)	人 29,702 (29,258)	人 1,158 (1,105)	人 36,630 (36,737)	人 1,508 (1,497)	人 97,946.0 (97,106.5)		人 5,446 (5,177)	人 385 (388)	人 18,360 (17,128)	人 1,099 (1,016)	人 30,186.5 (28,378.0)		人 8,768 (7,357)	人 952 (757)	人 9,244.0 (7,735.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 4,478.5 (4,403.0)	人 1,140 (1,133)	人 29 (24)	人 1,674 (1,673)	人 28 (33)	人 3,997.0 (3,979.5)		人 55 (47)	人 1 (1)	人 175 (164)	人 3 (1)	人 287.5 (259.5)		人 188 (158)	人 12 (12)	人 194.0 (164.0)	
情報通信業	人 23,873.0 (23,151.0)	人 6,229 (6,172)	人 244 (233)	人 6,330 (6,373)	人 179 (194)	人 19,121.5 (19,047.0)		人 334 (309)	人 11 (9)	人 651 (621)	人 32 (26)	人 1,346.0 (1,261.0)		人 3,284 (2,732)	人 243 (222)	人 3,405.5 (2,843.0)	
運輸業、郵便業	人 31,252.5 (29,993.0)	人 5,860 (5,756)	人 616 (607)	人 10,177 (9,998)	人 959 (981)	人 22,992.5 (22,607.5)		人 939 (868)	人 172 (168)	人 3,539 (3,137)	人 486 (524)	人 5,832.0 (5,303.0)		人 2,167 (1,833)	人 522 (499)	人 2,428.0 (2,082.5)	
卸売業、小売業	人 74,829.5 (72,195.0)	人 11,847 (11,614)	人 2,117 (2,168)	人 16,044 (16,018)	人 3,144 (3,313)	人 43,427.0 (43,070.5)		人 2,956 (2,905)	人 758 (724)	人 13,781 (12,899)	人 3,670 (3,690)	人 22,286.0 (21,278.0)		人 7,182 (6,037)	人 3,869 (3,619)	人 9,116.5 (7,846.5)	
金融業、保険業	人 23,566.5 (23,266.5)	人 6,059 (6,009)	人 244 (255)	人 8,266 (8,451)	人 332 (365)	人 20,794.0 (20,906.5)		人 222 (204)	人 9 (5)	人 644 (573)	人 17 (16)	人 1,105.5 (994.0)		人 1,624 (1,321)	人 86 (90)	人 1,667.0 (1,366.0)	
不動産業、物品賃貸業	人 7,018.0 (6,605.5)	人 1,401 (1,334)	人 179 (155)	人 1,961 (1,907)	人 185 (199)	人 5,034.5 (4,829.5)		人 149 (143)	人 31 (27)	人 771 (708)	人 105 (103)	人 1,152.5 (1,072.5)		人 734 (615)	人 194 (177)	人 831.0 (703.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 14,841.5 (13,528.0)	人 3,055 (2,905)	人 333 (331)	人 3,753 (3,572)	人 471 (516)	人 10,431.5 (9,971.0)		人 404 (311)	人 88 (83)	人 1,600 (1,293)	人 645 (643)	人 2,818.5 (2,319.5)		人 1,388 (1,049)	人 407 (377)	人 1,591.5 (1,237.5)	
宿泊業、飲食サービス業	人 15,964.0 (15,263.0)	人 1,719 (1,691)	人 608 (614)	人 2,696 (2,624)	人 962 (919)	人 7,223.0 (7,079.5)		人 997 (960)	人 434 (446)	人 3,843 (3,583)	人 1,639 (1,603)	人 7,090.5 (6,750.5)		人 1,206 (1,032)	人 889 (802)	人 1,650.5 (1,433.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 10,902.0 (10,881.5)	人 1,265 (1,307)	人 323 (329)	人 1,957 (2,000)	人 514 (511)	人 5,067.0 (5,198.5)		人 892 (927)	人 155 (141)	人 2,567 (2,453)	人 481 (444)	人 4,746.5 (4,670.0)		人 809 (768)	人 559 (490)	人 1,088.5 (1,013.0)	
教育・学習支援業	人 7,362.0 (7,066.0)	人 1,688 (1,681)	人 171 (151)	人 2,052 (2,039)	人 182 (165)	人 5,690.0 (5,634.5)		人 183 (160)	人 22 (24)	人 453 (405)	人 73 (41)	人 877.5 (769.5)		人 711 (603)	人 167 (118)	人 794.5 (662.0)	
医療、福祉	人 68,395.0 (64,231.0)	人 9,951 (9,668)	人 2,913 (2,702)	人 14,531 (14,330)	人 3,649 (3,222)	人 39,170.5 (37,979.0)		人 3,011 (2,910)	人 1,576 (1,494)	人 9,338 (8,578)	人 6,119 (5,340)	人 19,995.5 (18,562.0)		人 5,396 (4,696)	人 7,666 (5,988)	人 9,229.0 (7,690.0)	
複合サービス事業	人 5,772.5 (5,593.5)	人 1,148 (1,142)	人 89 (95)	人 1,740 (1,717)	人 111 (107)	人 4,180.5 (4,149.5)		人 232 (202)	人 48 (48)	人 541 (503)	人 134 (116)	人 1,120.0 (1,013.0)		人 423 (382)	人 98 (98)	人 472.0 (431.0)	
サービス業	人 56,171.5 (51,693.0)	人 9,564 (8,967)	人 1,652 (1,547)	人 14,207 (13,680)	人 2,758 (2,595)	人 36,366.0 (34,458.5)		人 2,656 (2,429)	人 315 (253)	人 6,391 (5,679)	人 1,061 (951)	人 12,548.5 (11,265.5)		人 6,521 (5,312)	人 1,472 (1,314)	人 7,257.0 (5,969.0)	

注 1 ①②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 52 年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
	(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2

注 1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注 2

（ ）内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	45,471 (100.0%)	30,603 (67.3%)	8,545 (18.8%)	3,229 (7.1%)	1,777 (3.9%)	1,182 (2.6%)	120 (0.3%)	12 (0.0%)	3 (0.0%)	26,692 (58.7%)
50-100人未満	21,859 (100.0%)	21,859 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	20,976 (96.0%)
100-300人未満	16,247 (100.0%)	7,070 (43.5%)	6,947 (42.8%)	1,704 (10.5%)	466 (2.9%)	60 (0.4%)	— —	— —	— —	5,656 (34.8%)
300-500人未満	3,727 (100.0%)	913 (24.5%)	913 (24.5%)	867 (23.3%)	675 (18.1%)	359 (9.6%)	— —	— —	— —	51 (1.4%)
500-1000人未満	2,383 (100.0%)	533 (22.4%)	485 (20.4%)	476 (20.0%)	432 (18.1%)	432 (18.1%)	25 (1.0%)	— —	— —	9 (0.4%)
1,000人以上	1,255 (100.0%)	228 (18.2%)	200 (15.9%)	182 (14.5%)	204 (16.3%)	331 (26.4%)	95 (7.6%)	12 (1.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	3,502
佐賀	2.54	0.11	72.6	△0.5	395	544
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	899

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 464	人 29,615.0	人 8,802	人 134	人 11,864	人 334	人 29,769.0
	(448)	(27,135.0)	(8,203)	(151)	(10,251)	(345)	(26,980.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 29,769.0	人 4,276	人 73	人 2,051	人 47	人 10,699.5	人 4,526	人 61	人 6,250	人 78	人 15,402.0	人 3,563	人 209	人 3,667.5
	(26,980.5)	(4,081)	(88)	(2,004)	(46)	(10,277.0)	(4,122)	(63)	(5,467)	(82)	(13,815.0)	(2,780)	(217)	(2,888.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.0％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知 的障害者並 びに精神障 害者である 短時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
計	機関 42	303,844.5	977	60	5,462	234	7,593.0	325.0	2.50%	機関 41	97.6%
	(42)	(303,672.0)	(949)	(42)	(5,397)	(198)	(7,436.0)	(357.5)	(2.45)	(41)	(97.6)
行政機関	機関 33	275,449.0	898	60	4,895	233	6,867.5	306.0	2.49%	機関 32	97.0%
	(33)	(275,271.5)	(866)	(42)	(4,810)	(197)	(6,682.5)	(344.5)	(2.43)	(32)	(97.0)
立法機関	5	3,580.5	13	0	58	1	84.5	1.0	2.36	5	100.0
	(5)	(3,579.0)	(14)	(0)	(56)	(1)	(84.5)	(1.0)	(2.36)	(5)	(100.0)
司法機関	4	24,815.0	66	0	509	0	641.0	18.0	2.58	4	100.0
	(4)	(24,821.5)	(69)	(0)	(531)	(0)	(669.0)	(12.0)	(2.70)	(4)	(100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	7,593.0	953	56	4,626	134	6,655.0	113.5	24	4	130	19	191.5	73.5	706	81	746.5	138.0
	(7,436.0)	(923)	(39)	(4,606)	(131)	(6,556.5)	(110.5)	(26)	(3)	(157)	(13)	(218.5)	(106.0)	(634)	(54)	(661.0)	(141.0)
行政機関	6,867.5	876	56	4,090	133	5,964.5	94.5	22	4	127	19	184.5	73.5	678	81	718.5	138.0
	(6,682.5)	(843)	(39)	(4,041)	(130)	(5,831.0)	(97.5)	(23)	(3)	(155)	(13)	(210.5)	(106.0)	(614)	(54)	(641.0)	(141.0)
立法機関	84.5	11	0	40	1	62.5	1.0	2	0	3	0	7.0	0.0	15	0	15.0	0.0
	(84.5)	(11)	(0)	(41)	(1)	(63.5)	(1.0)	(3)	(0)	(2)	(0)	(8.0)	(0.0)	(13)	(0)	(13.0)	(0.0)
司法機関	641.0	66	0	496	0	628.0	18.0	0	0	0	0	0.0	0.0	13	0	13.0	0.0
	(669.0)	(69)	(0)	(524)	(0)	(662.0)	(12.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(7)	(0)	(7.0)	(0.0)

〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇 用分			
計	機関 156 (155)	325,174.0 (324,593.5)	2,250 (2,192)	219 (221)	3,687 (3,642)	454 (454)	8,633.0 (8,474.0)	426.0 (423.5)	2.65 (2.61)	機関 152 (150)	97.4 (96.8)
都道府県 知事部局	機関 47 (47)	256,269.5 (256,431.0)	1,848 (1,811)	118 (112)	2,930 (2,898)	272 (270)	6,880.0 (6,767.0)	334.5 (315.0)	2.68 (2.64)	機関 47 (47)	100.0 (100.0)
その他の 都道府県機関	109 (108)	68,904.5 (68,162.5)	402 (381)	101 (109)	757 (744)	182 (184)	1,753.0 (1,707.0)	91.5 (108.5)	2.54 (2.50)	105 (103)	96.3 (95.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f.うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f.うち新規雇 用分
計	8,633.0 (8,474.0)	2,240 (2,186)	218 (220)	3,388 (3,378)	313 (321)	8,242.5 (8,130.5)	353.0 (361.0)	10 (6)	1 (1)	65 (66)	69 (65)	120.5 (111.5)	40.5 (30.0)	234 (198)	72 (68)	270.0 (232.0)	32.5 (32.5)
都道府県 知事部局	6,880.0 (6,767.0)	1,838 (1,805)	117 (111)	2,695 (2,701)	170 (181)	6,573.0 (6,512.5)	267.5 (265.5)	10 (6)	1 (1)	60 (58)	57 (54)	109.5 (98.0)	39.5 (26.5)	175 (139)	45 (35)	197.5 (156.5)	27.5 (23.0)
その他の 都道府県機関	1,753.0 (1,707.0)	402 (381)	101 (109)	693 (677)	143 (140)	1,669.5 (1,618.0)	85.5 (95.5)	0 (0)	0 (0)	5 (8)	12 (11)	11.0 (13.5)	1.0 (3.5)	59 (59)	27 (33)	72.5 (75.5)	5.0 (9.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
市町村の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	2,319	1,084,190.0	6,853	484	11,731	982	26,412.0	1,389.5	2.44	2,046	88.2
	(2,333)	(1,077,738.5)	(6,772)	(452)	(11,662)	(963)	(26,139.5)	(1,511.0)	(2.43)	(2,054)	(88.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者で ある短時間勤 務職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者 である短時間 勤務職員	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
市町村の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	26,412.0	6,801	457	9,825	652	24,210.0	1,117.5	52	27	501	141	702.5	101.0	1,405	189	1,499.5	171.0
	(26,139.5)	(6,714)	(431)	(9,923)	(657)	(24,110.5)	(1,228.0)	(58)	(21)	(493)	(138)	(699.0)	(106.5)	(1,246)	(168)	(1,330.0)	(176.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2％）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障 害者である短 時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 122 (125)	人 659,739.0 (661,899.0)	人 3,559 (3,486)	人 221 (189)	人 7,016 (7,011)	人 578 (553)	人 14,644.0 (14,448.5)	人 1,033.5 (1,077.5)	% 2.22 (2.18)	機関 103 (100)	% 84.4 (80.0)
都道府県 教育委員会	機関 47 (47)	人 572,787.5 (574,508.5)	人 3,120 (3,060)	人 185 (164)	人 6,102 (6,100)	人 510 (485)	人 12,782.0 (12,626.5)	人 840.0 (913.5)	% 2.23 (2.20)	機関 37 (35)	% 78.7 (74.5)
市町村 教育委員会	75 (78)	人 86,951.5 (87,390.5)	人 439 (426)	人 36 (25)	人 914 (911)	人 68 (68)	人 1,862.0 (1,822.0)	人 193.5 (164.0)	% 2.14 (2.08)	66 (65)	% 88.0 (83.3)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者 である	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 14,644.0 (14,448.5)	人 3,529 (3,441)	人 212 (178)	人 5,984 (6,105)	人 384 (354)	人 13,446.0 (13,342.0)	人 723.0 (751.0)	人 30 (45)	人 9 (11)	人 294 (275)	人 72 (65)	人 399.0 (408.5)	人 141.5 (137.5)	人 738 (631)	人 122 (134)	人 799.0 (698.0)	人 169.0 (189.0)
都道府県 教育委員会	人 12,782.0 (12,626.5)	人 3,095 (3,021)	人 176 (153)	人 5,253 (5,356)	人 322 (293)	人 11,780.0 (11,697.5)	人 575.0 (620.5)	人 25 (39)	人 9 (11)	人 217 (204)	人 71 (64)	人 311.5 (325.0)	人 114.5 (120.5)	人 632 (540)	人 117 (128)	人 690.5 (604.0)	人 150.5 (172.5)
市町村 教育委員会	人 1,862.0 (1,822.0)	人 434 (420)	人 36 (25)	人 731 (749)	人 62 (61)	人 1,666.0 (1,644.5)	人 148.0 (130.5)	人 5 (6)	人 0 (0)	人 77 (71)	人 1 (1)	人 87.5 (83.5)	人 27.0 (17.0)	人 106 (91)	人 5 (6)	人 108.5 (94.0)	人 18.5 (16.5)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率達 成法人の数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
計	法人 337 (330)	人 427,826.5 (421,292.0)	人 2,558 (2,483)	人 162 (157)	人 4,864 (4,680)	人 269 (248)	人 10,276.5 (9,927.0)	人 1,435.0 (1,466.0)	% 2.40 (2.36)	法人 264 (245)	% 78.3 (74.2)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	90 (90)	207,878.0 (206,311.5)	1,279 (1,269)	106 (105)	2,495 (2,424)	184 (168)	5,251.0 (5,151.0)	721.0 (746.5)	2.53 (2.50)	78 (77)	86.7 (85.6)
国立大学法 人等	90 (90)	145,861.0 (145,448.0)	891 (864)	27 (28)	1,584 (1,537)	38 (40)	3,412.0 (3,313.0)	462.0 (453.0)	2.34 (2.28)	69 (69)	76.7 (76.7)
地方独立行 政法人等	157 (150)	74,087.5 (69,532.5)	388 (350)	29 (24)	785 (719)	47 (40)	1,613.5 (1,463.0)	252.0 (266.5)	2.18 (2.10)	117 (99)	74.5 (66.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 労働者	e. 計 a×2+b+ c+d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 10,276.5 (9,927.0)	人 2,229 (2,173)	人 152 (147)	人 2,867 (2,917)	人 125 (138)	人 7,539.5 (7,479.0)	人 870.0 (949.5)	人 329 (310)	人 10 (10)	人 666 (615)	人 22 (19)	人 1,345.0 (1,254.5)	人 193.0 (186.0)	人 1,331 (1,148)	人 122 (91)	人 1,392.0 (1,193.5)	人 372.0 (330.5)
独立行政法 人等(国立大 学法人等を 除く)	5,251.0 (5,151.0)	1,215 (1,206)	102 (99)	1,592 (1,614)	85 (92)	4,166.5 (4,171.0)	485.0 (530.5)	64 (63)	4 (6)	203 (187)	14 (13)	342.0 (325.5)	48.0 (39.0)	700 (623)	85 (63)	742.5 (654.5)	188.0 (177.0)
国立大学法 人等	3,412.0 (3,313.0)	675 (663)	24 (26)	818 (852)	18 (24)	2,201.0 (2,216.0)	233.0 (253.5)	216 (201)	3 (2)	342 (319)	4 (3)	779.0 (724.5)	115.5 (100.5)	424 (366)	16 (13)	432.0 (372.5)	113.5 (99.0)
地方独立行 政法人等	1,613.5 (1,463.0)	339 (304)	26 (22)	457 (451)	22 (22)	1,172.0 (1,092.0)	152.0 (165.5)	49 (46)	3 (2)	121 (109)	4 (3)	224.0 (204.5)	29.5 (46.5)	207 (159)	21 (15)	217.5 (166.5)	70.5 (54.5)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	303,844.5	7,593.0	2.50	2.0	
行政機関合計	275,449.0	6,867.5	2.49	2.0	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	
立法機関合計	3,580.5	84.5	2.36	0.0	
衆議院事務局	1,450.0	33.0	2.28	0.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,097.0	25.5	2.32	0.0	
参議院法制局	65.0	2.0	3.08	0.0	
国立国会図書館	888.0	22.0	2.48	0.0	
司法機関合計	24,815.0	641.0	2.58	0.0	
最高裁判所	1,006.0	23.0	2.29	0.0	
高等裁判所	1,719.0	40.0	2.33	0.0	
地方裁判所	16,036.5	405.0	2.53	0.0	
家庭裁判所	6,053.5	173.0	2.86	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 注5の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	68,904.5	1,753.0	2.54	5.0	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	37.0	2.60	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	364.0	11.0	3.02	0.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3,123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	614.5	16.0	2.60	0.0	
秋田県警察本部	374.0	10.0	2.67	0.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	7.0	2.26	0.0	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	33.5	2.41	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1,233.0	28.0	2.27	0.0	
千葉県水道局	1,025.0	29.0	2.83	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	34.0	2.27	0.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2,034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2,864.0	78.0	2.72	0.0	
東京都下水道局	1,430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	50.5	2.38	0.0	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2,256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	402.0	10.0	2.49	0.0	
石川県警察本部	325.0	7.0	2.15	0.0	
福井県警察本部	350.0	8.0	2.29	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	429.0	12.0	2.80	0.0	
岐阜県警察本部	527.0	15.5	2.94	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	17.0	2.20	0.0	
静岡県警察本部	779.5	19.0	2.44	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0	
愛知県病院事業庁	1,025.5	24.5	2.39	0.0	
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0	
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0	
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0	
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0	
三重県警察本部	399.0	9.0	2.26	0.0	
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0	
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0	
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0	注4①
大阪府警察本部	2,402.0	56.5	2.35	0.0	
兵庫県企業庁	174.5	6.0	3.44	0.0	
兵庫県病院局	2,469.0	57.0	2.31	0.0	
兵庫県警察本部	969.0	26.0	2.68	0.0	
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0	
和歌山県警察本部	412.5	10.0	2.42	0.0	
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0	
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0	
島根県病院局	512.0	13.0	2.54	0.0	
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0	
岡山県警察本部	622.5	15.5	2.49	0.0	
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0	
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0	
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0	
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0	
徳島県警察本部	368.0	9.0	2.45	0.0	
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0	
愛媛県公営企業管理局	957.5	24.0	2.51	0.0	
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0	注4②
高知県公営企業局	395.0	9.0	2.28	0.0	
高知県警察本部	340.0	9.0	2.65	0.0	
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0	
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0	
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0	
長崎県病院企業団	1,306.5	33.0	2.53	0.0	
長崎県警察本部	503.0	12.5	2.49	0.0	
熊本県警察本部	496.0	12.0	2.42	0.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0	
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0	
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0	
宮崎県病院局	619.5	14.0	2.26	0.0	
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0	
鹿児島県立病院局	397.0	10.0	2.52	0.0	
鹿児島県警察本部	432.5	13.5	3.12	0.0	
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0	
沖縄県議会事務局	47.5	1.0	2.11	0.0	
沖縄県病院事業局	936.0	29.0	3.10	0.0	
沖縄県警察本部	301.0	9.0	2.99	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①大阪府議会事務局においては、11月17日現在において、大阪府知事部局と特例認定を受けている。
②愛媛県警察本部においては、11月1日現在において、障害者数12人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	353,739.0	8,663.0	2.45	129.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	注5②
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	注5③
奄美群島振興開発基金					注4
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					注4
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					注4
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	注5④
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	注5⑤
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	注5⑥
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					注4
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	注5⑦
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	注5⑧
北方領土問題対策協会					注4
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					注4
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	注5⑨
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	注5⑩
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	注5⑩
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0	
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0	
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0	
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0	注5⑫
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0	
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0	
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0	
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0	
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0	
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0	
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0	
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0	
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0	
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0	
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0	
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0	
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0	
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0	注5⑬
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5	注5⑭
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0	
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0	
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0	
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0	
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0	
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0	
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0	
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0	
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0	
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0	
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0	注5⑮
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0	
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0	注5⑯
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0	
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0	
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0	
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0	
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0	
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0	
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0	
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0	
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0	
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0	
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0	
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0	
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0	
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0	
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0	
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0	注5⑦
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0	
奈良先端技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0	
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0	
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0	
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0	
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0	注5⑧
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0	
株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 医薬基盤・健康・栄養研究所においては、12月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。
 ② 国立国際医療研究センターにおいては、8月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。
 ③ 量子科学技術研究開発機構においては、11月1日現在において、障害者の数32.5人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。
 ④ 国立特別支援教育総合研究所においては、9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.26%、不足数0.0人となっている。
 ⑤ 住宅金融支援機構においては、11月1日現在において、障害者の数24.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。
 ⑥ 統計センターにおいては、12月1日現在において、障害者の数17.5人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。
 ⑦ 日本貿易振興機構においては、9月1日現在において、障害者の数30.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
 ⑧ 福祉医療機構においては、7月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
 ⑨ 北海道大学においては、12月1日現在において、障害者の数118.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
 ⑩ 千葉大学においては、11月1日現在において、障害者の数70.5人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。
 ⑪ 東京工業大学においては、10月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。
 ⑫ 上越教育大学においては、11月10日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。
 ⑬ 滋賀医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数32.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。
 ⑭ 京都大学においては、9月16日現在において、障害者の数157.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
 ⑮ 岡山大学においては、11月1日現在において、障害者の数79.5人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。
 ⑯ 山口大学においては、10月1日現在において、障害者の数55.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。
 ⑰ 総合研究大学院大学においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.34%、不足数0.0人となっている。
 ⑱ 日本司法支援センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.29%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	353,739.0	8,663.0	2.45	129.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	注5②
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	注5③
奄美群島振興開発基金					注4
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					注4
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					注4
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	注5④
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	注5⑤
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	注5⑥
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					注4
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	注5⑦
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	注5⑧
北方領土問題対策協会					注4
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					注4
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	注5⑨
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	注5⑩
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	注5⑩
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0	
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0	
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0	
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0	注5⑫
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0	
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0	
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0	
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0	
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0	
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0	
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0	
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0	
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0	
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0	
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0	
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0	
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0	
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0	注5⑬
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5	注5⑭
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0	
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0	
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0	
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0	
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0	
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0	
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0	
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0	
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0	
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0	
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0	注5⑮
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0	
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0	注5⑯
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0	
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0	
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0	
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0	
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0	
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0	
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0	
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0	
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0	
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0	
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0	
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0	
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0	
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0	
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0	
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0	注5⑦
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0	
奈良先端技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0	
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0	
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0	
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0	
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0	注5⑧
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0	
株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 医薬基盤・健康・栄養研究所においては、12月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。
② 国立国際医療研究センターにおいては、8月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。
③ 量子科学技術研究開発機構においては、11月1日現在において、障害者の数32.5人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。
④ 国立特別支援教育総合研究所においては、9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.26%、不足数0.0人となっている。
⑤ 住宅金融支援機構においては、11月1日現在において、障害者の数24.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。
⑥ 統計センターにおいては、12月1日現在において、障害者の数17.5人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。
⑦ 日本貿易振興機構においては、9月1日現在において、障害者の数30.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
⑧ 福祉医療機構においては、7月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
⑨ 北海道大学においては、12月1日現在において、障害者の数118.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
⑩ 千葉大学においては、11月1日現在において、障害者の数70.5人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。
⑪ 東京工業大学においては、10月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。
⑫ 上越教育大学においては、11月10日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。
⑬ 滋賀医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数32.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。
⑭ 京都大学においては、9月16日現在において、障害者の数157.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。
⑮ 岡山大学においては、11月1日現在において、障害者の数79.5人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。
⑯ 山口大学においては、10月1日現在において、障害者の数55.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。
⑰ 総合研究大学院大学においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.34%、不足数0.0人となっている。
⑱ 日本司法支援センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.29%、不足数0.0人となっている。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。